

青森県障害福祉サービス実施計画 (第7期計画) の原稿案について

令和5年12月 青森県健康福祉部障害福祉課

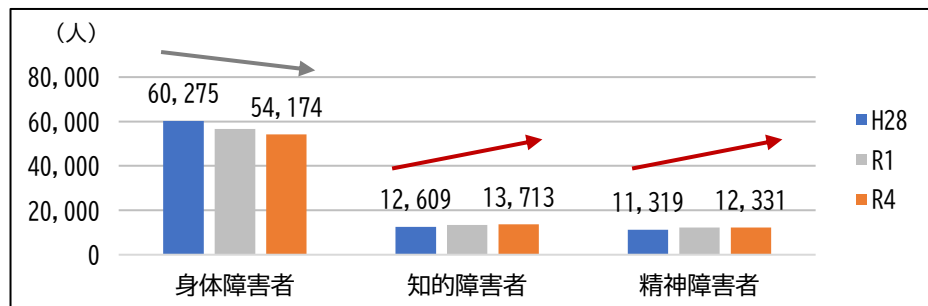
1 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期計画）の概要

（1）計画の概要

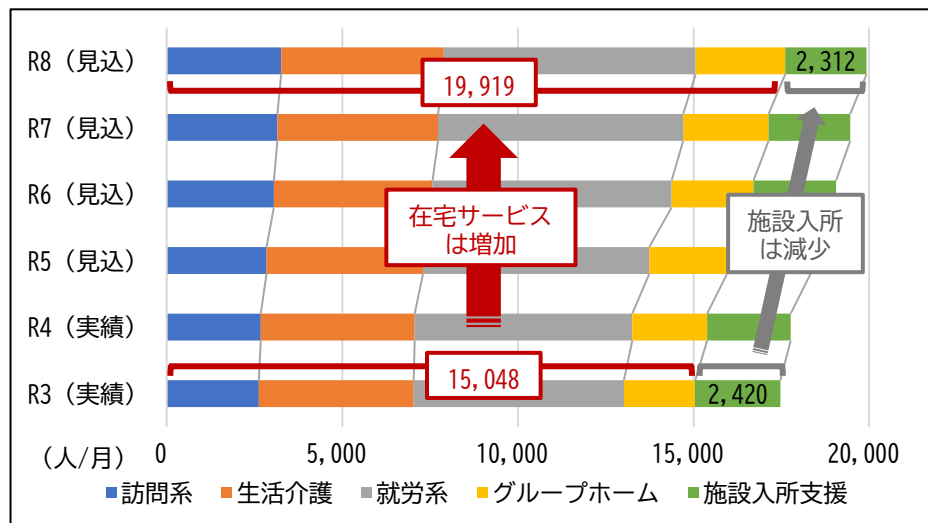
- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体のものとして策定するもの
- 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保が図られることを目的として策定
- 第4次青森県障害者計画の施策の柱のひとつである「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画
- 計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）

（2）現状と今後の見込

① 障害者の数（障害者手帳交付数）



② 主な障害福祉サービスの利用量の見込み



（3）主な課題

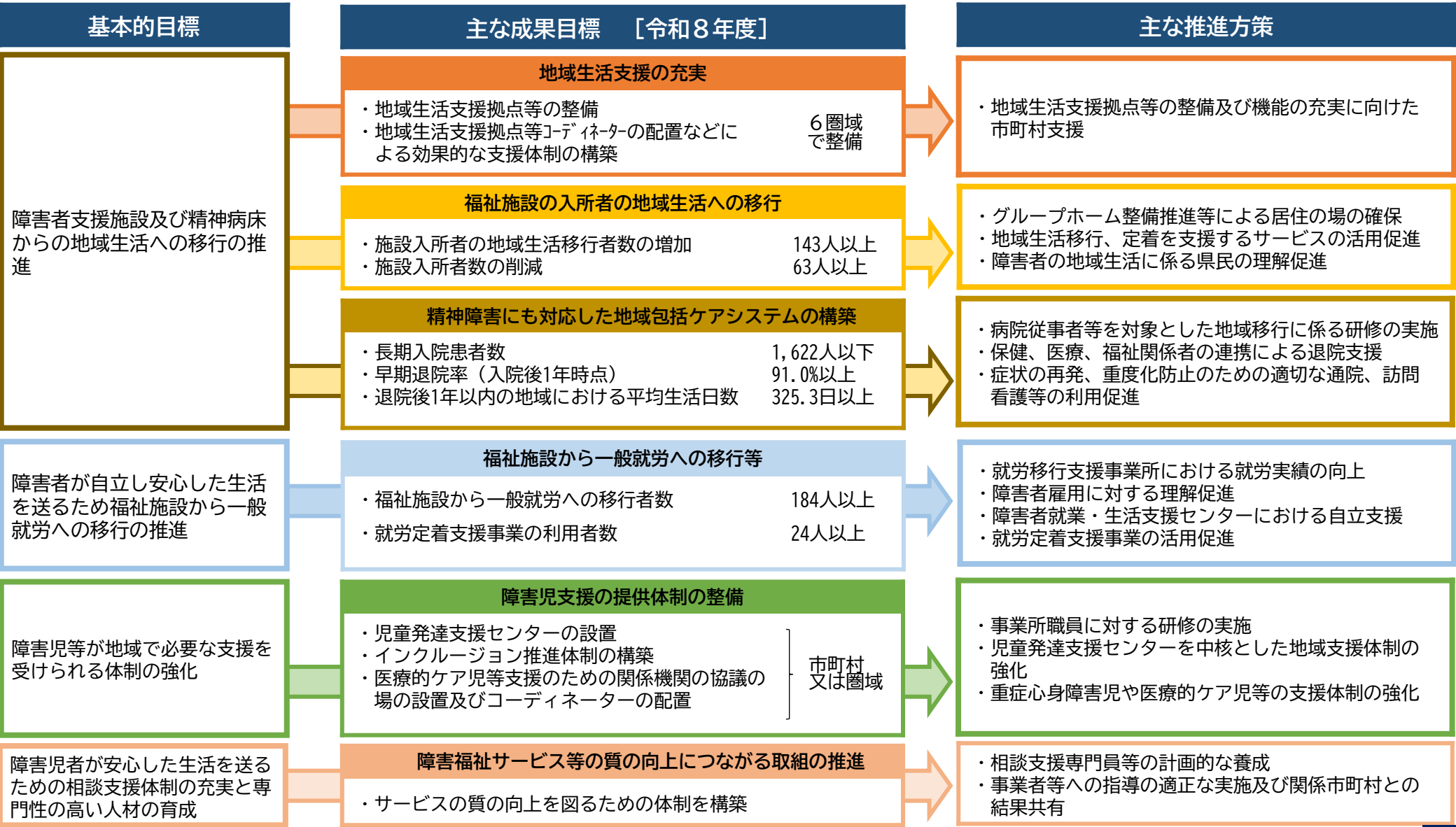
- 障害者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズに応じたサービス提供体制の確保が必要
- 地域生活への移行推進に向け、居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの活用促進が必要
- 就労系事業所等から一般就労への移行や定着に向け雇用施策関係機関との連携強化が必要
- 障害児及びその家族に対し、障害の早期発見・早期支援のため、地域で支援を受けられるよう、地域支援体制の強化が必要
- 相談支援専門員等の専門的人材の育成等による相談支援体制の充実が必要

（4）進行管理と評価

- 成果目標、活動指標等について、毎年度実績を調査し、障害者施策の動向を踏まえながら分析・評価。
- 「青森県障害者施策推進協議会」において、計画の推進に向けた意見を伺うなど、市町村、事業者、関係団体等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図る。

2 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期計画）の体系図（案）

基本理念 住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす
 （第4次青森県障害者計画と同様）



3 成果目標と推進方策

(1) 地域生活支援の充実

	成果目標	国目標値	現状値 (R4)	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 地域生活支援拠点等の整備	各市町村で整備（共同整備含む）	3 箇所 (3 圏域)	6 箇所 (6 圏域)	県内での整備が進んでいないことから、全圏域での整備を目指し、未整備圏域での整備を促すこととし、目標を維持。
②	【新規】 拠点等コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	各市町村で整備（共同整備含む）	2 箇所 (2 圏域)	6 箇所 (6 圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進めるため、国目標値のとおり設定。 地域生活支援拠点等へのコーディネーター配置などによる機能強化について市町村へ働きかけを行う。
③	【継続】 拠点等の運用状況の検証及び検討	各拠点で年1回以上	2 箇所 (2 圏域)	各箇所 年1回以上	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、目標を維持。

推進方策

- 各市町村・圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、拠点等の整備や機能の充実のための継続的な市町村支援
- 拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえた調整
- 社会福祉施設等施設整備費の助成による拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備支援

3 成果目標と推進方策

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	成果目標	国目標値	現状値	R8県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 施設入所者の 地域生活移行 者数	R4末の施設入 所者数の6% 以上が移行	37人 (R2-R4の 合計)	143人	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行者数については、市町村計画との整合を図るため、市町村から報告のあったサービス見込量の集計値を採用することとする。 移行者数143人は、令和4年度末施設入所者数の6%相当
②	【継続】 施設入所者数	R4末の5% 以上削減	2,375人 (R4末)	2,312人 (△63人)	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者数は減少傾向にあるものの、入所者の高齢化・重度化、社会資源等の状況により、地域での生活が難しい利用者が多くなっている。 また、在宅で生活している方の中にも、重度化等を理由として入所を希望する方が一定数はいるものと考えられる。 第6期計画において、施設入所者数は約1.6%削減されたが、第7期の国目標値である5%以上の削減は、本県の現状を踏まえれば、達成困難と考えられる。 以上から、第7期においては、国の目標値を採用せず、市町村計画との整合を図り、市町村から報告のあったサービス見込量の集計値を採用することとする。 なお、削減数63人は、令和4年度末施設入所者数の2.6%相当

推進方策

- グループホームの整備促進等による居住の場の確保
- 地域移行支援事業等の活用促進等による地域生活への移行推進
- 地域生活支援拠点等の整備促進、地域定着支援事業等の活用による地域生活への定着支援
- 県民の障害者に対する理解促進
- 地域生活を支援する訪問系サービスや緊急時の対応を目的とした短期入所などの充実

3 成果目標と推進方策

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	成果目標		国目標値	現状値※	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 精神病床における1年以上の長期入院患者数 [減少目標]	65歳以上	国の示す 数式により 算定	1,295人	1,026人	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針において算定式が示されていることから、当該算定式により算出した患者数を目標値として設定する。
		65歳未満		638人	596人	
②	【継続】 精神病床における 早期退院率 [減少目標]	入院後3か月時点	68.9%以上	60.9%	68.9%	<ul style="list-style-type: none"> 国目標値に基づき設定することとされているが、本県の現状値は目標を下回っていることから国目標値の最低ラインとする。 ※国目標値は、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値を基本としている。
		入院後6か月時点	84.5%以上	78.3%	84.5%	
		入院後1年時点	91.0%以上	87.9%	91.0%	
③	【継続】 精神病床から退院後1年以内の 地域における平均生活日数 [増加目標]		325.3日以上	319.7日 [R1]	325.3日	<ul style="list-style-type: none"> 現状値の319.7日は、第6期の国目標値である316.0日を達成しており今後も増加が見込まれるものの、長期入院患者数や早期退院率の減少が第6期の国目標に及ばない状況を踏まえ、国目標値の最低ラインを県目標値とする。 ※国目標値は、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値を基本としている。

※現状値 ①は令和4年6月30日現在、②、③は令和元年度

推進方策

- ・ 病院従事者等や精神保健福祉担当者を対象とした地域生活移行に係る研修の実施
- ・ 保健、医療、福祉関係者の協議の場等における重層的な連携による各地域の実情に即した退院支援
- ・ 病院内の退院支援委員会の有効活用
- ・ グループホーム等の整備促進による居住の場の確保
- ・ 地域生活定着のための地域生活支援拠点等の整備、地域移行支援・地域定着支援事業等の活用促進
- ・ 再発、重度化防止のための適切な通院、訪問看護及びデイケアの利用促進
- ・ 県民の障害者に対する理解促進
- ・ 退院後の地域生活を支援する訪問系サービスや短期入所などのサービスの充実

3 成果目標と推進方策

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	成果目標	国目標値	実績値 (R3)	実績値 (R4)	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 福祉施設※から一般就労への移行者数 (全体)	R3実績の 1.28倍以上	143人	160人	R3実績の 1.28倍以上 ⇒ 184人	第6期の目標値 (166人) は概ね達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上 (184人) とする。
②	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	R3実績の 1.31倍以上	71人	67人	R3実績の 1.31倍以上 ⇒ 94人	第6期の目標値 (71人) は概ね達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上 (94人) とする。
③	【新規】 就労移行支援事業所における一般就労への移行者の割合	5割以上の 事業所を 5割以上	—	—	5割以上の 事業所を 5割以上	就労移行支援事業所の事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、国目標値のとおり設定。
④	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労継続支援A型)	R3実績の 1.29倍以上	40人	56人	R3実績の 1.4倍以上 ⇒ 56人	令和3年度の1.29倍以上である52人は4年度において達成済みであることから、令和4年度と同数の56人 (令和3年度の1.4倍以上) とする。
⑤	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労継続支援B型)	R3実績の 1.28倍以上	30人	36人	R3実績の 1.28倍以上 ⇒ 39人	第6期の目標値 (36人) は達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上 (39人以上) とする。
⑥	【継続】 就労定着支援事業の利用者数	R3実績の 1.41倍以上	17人	18人	R3実績の 1.41倍以上 ⇒ 24人	就労定着支援事業の利用者数は横ばいにあるが、福祉施設からの一般就労への移行を推進していることを踏まえ、国目標値のとおり1.41倍以上 (24人) とする。
⑦	【継続】 就労定着支援事業所の就労定着率	7割以上の 事業所を 2割5分以上	90.0%	77.8%	7割以上の 事業所を 2割5分以上	一般就労への安定した定着のための就労定着支援事業の重要性を踏まえ、国目標値のとおり設定。

推進方策

- ・ 障害者雇用に係る事業主の理解促進、雇用先開拓などによる障害者の雇用促進
- ・ 農業分野での障害者就労の拡大、持続
- ・ 障害者の就労訓練等を行う専門機関の利用促進
- ・ 障害者就業・生活支援センターによる職業生活の自立支援
- ・ 就労の継続、定着のための就労定着支援事業の活用促進
- ・ 特別支援学校高等部卒業予定者に対する就労移行支援事業等の利用促進

※ここでいう「福祉施設」とは、以下の施設を指す。

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 (A型、B型)

3 成果目標と推進方策

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	成果目標	国目標値	現状値	R8県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 児童発達支援センターの設置	各市町村又は 圏域に少なく とも1箇所 以上	[R5] 6圏域 (10市町)	各市町村又は 圏域に少なく とも1箇所 以上	各圏域に設置済みであるが、地域におけるインクルージョンの 推進に向け、中核的役割を果たす児童発達支援センターの設置 を促すべく、目標を維持する。
②	【見直し】障害児の地域社会 への参加・包容(インクルー ジョン)を推進する体制の構築	各市町村又は 圏域で構築	—	各市町村又は 圏域で構築	障害児支援体制の充実に向け、児童発達支援センターや地域の 障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、 インクルージョンを推進する体制の構築を目指す。
③	【継続】 主に重症心身障害児を支援す る児童発達支援事業所の確保	各市町村又は 圏域で確保	[R4] 5圏域 (5市)	各市町村又は 圏域で確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、各圏域 における確保を目指すこととし、目標を維持する。
④	【継続】主に重症心身障害児 を支援する放課後等デイサー ビス事業所の確保	各市町村又は 圏域で確保	[R4] 6圏域 (7市町)	各市町村又は 圏域で確保	各圏域に確保済みであるが、対応可能な事業所の増加による支 援体制の充実のため、目標を維持する。
⑤	【継続】 医療的ケア児等支援のための 関係機関の協議の場の設置	各市町村又は 圏域で設置	[R5] 4圏域 (32市町村)	各市町村又は 圏域で設置	残る2圏域(西北五、下北)での設置に向け、目標を維持する。
⑥	【継続】医療的ケア児等に関 するコーディネーターの設置	各市町村又は 圏域で設置	[R4] 6圏域 (4市町村)	各市町村又は 圏域で設置	県関与により各圏域での配置は完了しているが、各市町村での 配置を促すため、目標を維持。
⑦	【新規】 障害児入所施設からの移行調 整に係る協議の場の設置	県で設置	—	県で設置	移行調整について、県が責任主体となったことを踏まえ、目標 として設定。協議の場の持ち方は、県における入所児の移行状 況等を踏まえて検討する。

推進方策

- ・ 障害児に対し身近な地域でサービスを提供するための障害児通所支援事業等の整備促進及び事業所職員に対する研修の実施
- ・ 児童発達支援センターを中核としたインクルージョンの推進
- ・ 発達障害者支援センターにおける相談対応、研修実施等による発達障害児支援体制の充実
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児等特別な支援を必要とする障害児に係る支援体制の整備
- ・ 難聴児支援のための連携体制構築
- ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整に係る協議の場の設置

3 成果目標と推進方策

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

	成果目標	国目標値	現状値	R8県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築	実施体制を構築	—	県において実施体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 第6期計画において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組として、指定障害福祉サービス事業者等に対する適切な指導及びその結果を市町村と共有する体制は構築済み。 第7期計画から、国の活動指標において、相談支援専門員等の専門的人材の計画的な養成、意思決定支援の質の向上に係る研修の実施等が新たに設けられたことから、これらの取組の実施も含めた体制の構築を推進することとする。
推進方策					
<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導を適切に実施し、その結果を関係市町村と共有する体制を構築 相談支援専門員やサービス管理責任者等の専門的人材の養成 相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する意思決定支援に関する研修の推進 					

4 成果目標を達成するための活動指標

(1) 指定障害福祉サービス等の見込量

サービス種類	単位	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
居宅介護	時間	40,329	42,044	43,513	45,123	11.9% ↗
重度訪問介護	時間	8,951	10,068	10,266	10,466	16.9% ↗
同行援護	時間	1,191	1,412	1,450	1,472	23.6% ↗
行動援護	時間	695	894	1,022	1,202	72.9% ↗
生活介護	人日	89,087	90,462	91,457	92,467	3.8% ↗
自立訓練（機能訓練）	人日	158	304	377	419	165.2% ↑
自立訓練（生活訓練）	人日	4,276	4,550	4,720	4,918	15.0% ↗
就労移行支援	人日	4,589	5,012	5,319	5,550	20.9% ↗
就労継続支援A型	人日	26,361	28,285	28,912	29,547	12.1% ↗
就労継続支援B型	人日	84,926	89,090	91,379	94,018	10.7% ↗
就労定着支援	人	59	107	121	147	149.2% ↑
療養介護	人	273	279	284	287	5.1% ↗
短期入所（福祉型）	人日	2,544	2,984	3,134	3,374	32.6% ↗
短期入所（医療型）	人日	113	278	303	323	185.8% ↑
自立生活援助	人	8	31	37	43	437.5% ↑
共同生活援助	人	2,217	2,332	2,434	2,548	14.9% ↗
施設入所支援	人	2,375	2,351	2,325	2,312	-2.7% ↓
計画相談支援	人	2,948	3,092	3,175	3,265	10.8% ↗
地域移行支援	人	20	48	57	68	240.0% ↑
地域定着支援	人	50	82	87	99	98.0% ↗
児童発達支援	人日	11,599	12,130	13,044	14,133	21.8% ↗
放課後等デイサービス	人日	38,405	41,101	43,376	45,866	19.4% ↗
保育所等訪問支援	人日	432	563	631	704	63.0% ↗
居宅訪問型児童発達支援	人日	60	122	125	132	120.0% ↑
障害児相談支援	人	877	947	1,007	1,072	22.2% ↗
福祉型障害児入所支援	人	68	68	68	68	0.0% →
医療型障害児入所支援	人	54	54	54	54	0.0% →

見込量設定の基本的な考え方等

- ・各市町村が地域の課題、ニーズ、利用状況等を勘案して見込んだ数値を集計。
- ・障害者サービスは、地域生活支援の充実を図るため、訪問系サービス、短期入所、自立訓練のほか、居住の場として共同生活援助の増加を見込んでいる。
- ・障害者支援施設の地域生活への移行を推進する観点から、施設入所支援は減少を見込んでいる。
- ・障害児サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について、実績の伸びを踏まえるほか、インクルージョン推進の観点からも増加を見込んでいる。
- ・障害児入所支援については、利用者数が横ばい傾向にあることや、今後も被虐待児を含む入所支援が必要となる児童に適切に対応するため、令和4年度実績と同水準を見込んでいる。

4 成果目標を達成するための活動指標

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

	項目	実績値 (R4)	R 8 見込	備考等
①	福祉施設から一般就労に移行した者のうち、障害者に対する職業訓練の受講者数	11人	36人	福祉施設 = 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (A型、B型)
②	福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	137人	191人	
③	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	96人	137人	
④	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	74人	125人	
⑤	就労継続支援 B 型事業の工賃	15,686円	20,529円	R8見込は、事業所調査の結果に基づく。

(3) 医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置

	項目	実績値 (R4)	R 8 見込	備考等
①	県における医療的ケア児等の支援を総合的に調整するコーディネーターの配置人数	5人	5人	青森県小児在宅支援センターに配置。 配置人数の維持を見込む。
②	市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	22人 (6圏域)	30人 (6圏域)	県が圏域に配置した5人のほか、医ケア 児のいる25市町村での配置を見込む。

(4) 発達障害者に対する支援

	項目	実績値	R 8 見込	備考等
①	発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	
②	発達障害者支援センターによる相談件数	4,783件	4,800件	
③	発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言件数	94件	100件	

4 成果目標を達成するための活動指標

(4) 発達障害者に対する支援

	項目	実績値	R 8見込	備考等
④	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	110件	110件	
⑤	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	117人	36人	保護者支援は継続しつつも、対象者に身近な市町村が実施するよう働きかけていくこととし、県は支援者に対する支援に注力する。
⑥	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	28人	40人	
⑦	ペアレントメンター※の人数 ※自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと	33人	33人	
⑧	ピアサポートの活動への参加人数	24人	24人	現状維持とするが、対象者に身近な市町村が実施するよう働きかけていく。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項目	実績値 (R4)	R 8見込	備考等
①	精神障害者における地域移行支援事業の利用者数	19人	48人	<ul style="list-style-type: none"> ・実績、見込みともに市町村報告値の集計。 ・精神障害者の地域生活への移行推進の観点から、増加を見込む。
②	精神障害者における地域定着支援事業の利用者数	32人	67人	
③	精神障害者における共同生活援助事業の利用者数	723人	979人	
④	精神障害者における自立生活援助事業の利用者数	5人	29人	
⑤	精神病床における自立訓練（生活訓練）事業の利用者数	181人	238人	

4 成果目標を達成するための活動指標

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		実績値 (R4)	R 8見込	備考等	
⑥	精神病床における退院患者の退院後の行き先	在宅	230人	192人	<ul style="list-style-type: none"> ・実績は厚生労働省「精神保健福祉資料」(630調査)による。 ・長期入院患者数の減少を見込んでいることから、退院する者の総数も減少するものと見込む。
		共同生活援助	38人	32人	
		その他入所施設	70人	59人	
		転院、転科	91人	76人	
		その他	31人	27人	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項目		実績値 (R4)	R 8見込	備考等	
①	相談支援専門員研修の修了者数	初任者研修	239人	330人	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の主任研修を除き、令和6年度から、指定研修事業者が実施。 ・専門的人材の養成のため、増加を見込む。 ・(1)の主任研修は東北4県持ち回り開催。例年概ね10程度の募集定員。
		現任者研修	67人	100人	
		主任研修	16人	10人	
②	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎研修	99人	250人	
		実践研修	103人	120人	
		更新研修	179人	300人	
③	相談支援専門員及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者への意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	実施回数	1回	1回	国作成の意思決定支援ガイドラインを活用した研修。
		修了者数	71人	80人	
④	指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	1回		

5 地域生活支援事業等

県が実施する地域生活支援事業等（主なもの）

- 地域生活支援事業は、県と市町村が役割分担しながら効果的・効率的に事業を実施。
 【実施内容】 市町村 ⇒ 相談支援、意思疎通支援、移動支援など地域の特性や利用者のニーズなどに応じて実施
 県 ⇒ 市町村の範囲を超える広域的な事業、より専門性の高い人材育成などの取組
- 事業の実施に当たっては、障害者等のニーズを十分に踏まえた上で、専門性を有する社会福祉法人や団体等に委託するなどして実施し、見込量を確保することとしている。

	区分	事業名	単位	実績値 (R4)	R 8見込
①	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	利用者数	4,783	4,800
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	相談件数	633	670
		障害児等療育支援事業	利用者数	831	831
②	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	受講者数	29	35
		要約筆記者養成研修事業	受講者数	25	25
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了件数	3	8
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※R3はコロナより中止。R4にR3対象者を含めて実施。	修了件数	24※	10
③	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	69	70
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	37	37
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（R6から実施）	利用件数	-	19
④	広域的な支援事業	相談支援体制整備事業（アドバイザーの配置）	配置人数	3	3
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（保健、医療、福祉関係者による協議の場等の開催）	開催回数	7	7

5 地域生活支援事業等

県が実施する地域生活支援事業等（主なもの）

	区分	事業名	単位	実績値（R4）	R 8見込	
⑤	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	認定調査員研修	受講者数	64（R5）	70
			市町村審査会委員研修（隔年実施）	受講者数	32（R5）	32（R7）
			相談支援従事者養成研修事業	受講者数	375	510
			サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	受講者数	450	750
			身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（研修会）	実施回数	7	8
			音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（R3, 4はコロナにより中止）	受講者数	3 （R5見込）	5
⑥	日常生活支援	オストメイト社会適応訓練（講習会）	受講者数	80	120	
		音声機能障害者発声訓練	利用者数	319	500	
⑦	社会参加支援	手話通訳者設置	設置者数	3	3	
		字幕入り映像ライブラリーの提供	利用者数	102	102	
		点字による即時情報ネットワーク	利用者数	50	50	
		視覚障害者歩行訓練事業	参加者数	12	12	
		奉仕員養成研修（点訳、音訳、手話）	受講者数	55	74	
		スポーツ・レクリエーション教室開催	参加者数	500	1,000	
		障害者スポーツ選手等育成・強化事業（体験会、講習会等）	競技数	14	14	
		芸術・文化講座開催等事業（発表や参加の場の提供）	利用者数	140	360	

5 地域生活支援事業等

県が実施する地域生活支援事業等（主なもの）

	区分	事業名	単位	実績値（R4）	R8見込	
⑧	地域生活支援促進事業	発達障害支援体制整備事業	（関係機関への助言）	助言回数	94	95
			（スキルアップ研修会）	参加者数	372	450
			障害者虐待防止・権利擁護研修事業	受講者数	2,873	3,000
			障害者就業・生活支援センター事業	利用者数	2,513	3,173
			医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 （R6から隔年で実施。R8は実施なし）	修了者数	27	50（R7）
			強度行動障害支援者養成研修事業	受講者数	217	310
			手話講習会開催事業	実施回数	51	51
			意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業（研修会）	参加者数	69	70
			精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施	参加者数	182	（調査中）
			障害者ITサポートセンターの運営（講習会等）	利用者数	261	450
	地域における読書バリアフリー体制強化事業	参加者数	50（R3）	50		